

～このページは平成30年度における情報です～

練馬区（練馬区医師会）

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成30年5月1日～平成31年3月31日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券
・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民（住民登録がある）以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項（特記事項）
- 受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- ◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施していません。